

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

猪名川町長 岡本 信司

市町村名 (市町村コード)	猪名川町 (28301)
地域名 (地域内農業集落名)	下阿古谷地区 (下阿古谷集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8 年 2 月 20 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・下阿古谷地区は、約40年前に圃場整備を実施しており、施設の老朽化が懸念される。
- ・平成28年3月に集落営農組織を立ち上げ、集落営農が水稻の作業受託を行っているが、農業者の高齢化に伴う担い手 不足が課題となっている。
- ・地区全体として、獣害被害があることから対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落営農による水稻の作業受託を継続しながら、野菜や果樹などの高収益作物の導入や、二毛作の導入など収益増加のため、調査・研究をすすめる。
 中山間地域等直接支払や多面的機能支払交付金を活用し、地域として共同での農地維持に務める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地規模拡大意向や新規就農希望があった際には、集団で貸付できるよう調整する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借が発生する際は、基本的に農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
中山間地域等直接支払・多面的機能支払交付金を活用し、施設老朽化に対し維持管理を計画的に進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内での営農を希望するが、新規就農者の実績もあることから円滑に地元にはいってもらおう仕組みを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢化に伴い農業支援サービスの検討も進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 獣害柵の設置や対策方法等について、関係機関と連携し積極的に取り組む。
- ③ 高齢化・人手不足により農作業が負担となっていることから、機械化・スマート化を検討する。